

(教職員の方へ)

新型インフルエンザ発生への対応について

このことについては、平成21年5月25日付け21医大総第52号「新型インフルエンザ発生への対応について(通知)」でお知らせをしているところですが、このたび、国の対応などを踏まえて、本学における対応を下記のとおり変更することといたしますので、教職員の皆様には、適切な対応をお願いします。

なお、今後の情勢により対応が変更となった場合には、別途通知を行うこととなりますので、通知文やホームページにより、最新の情報を確認してください。

記

- 1 感染確認国への海外渡航のできる限りの自粛及び兵庫県、大阪府など国内感染地域への出張、旅行のできる限りの自粛については、解除する。

なお、今後の出張、旅行等については、国内、国外を問わず、現地の感染状況等の最新情報を入手するとともに十分な感染予防措置を行うこと。

- 2 海外感染国へ渡航する場合の事前の届出については、廃止する。
- 3 新型インフルエンザの感染防止のため、引き続き以下の対策を実施すること。
 - ・ 手洗い・うがいの徹底
 - ・ 発熱や咳、くしゃみなどの症状が見られた場合のマスクの着用
- 4 発熱や咳、のどの痛み等のインフルエンザのような症状がみられた場合には、最寄りの「発熱相談センター」に相談し、その指示に従うとともに、所属長に連絡すること。

- ・ 発熱相談センター

午前8時30分～午後5時30分 県北保健福祉事務所
(024-534-4108)
午後5時30分～午前8時30分 福島県保健福祉部医療看護課
(090-7668-9670)
(090-4636-0345)

(学生の方へ)

新型インフルエンザ発生への対応について

このことについては、平成21年5月25日付け21医大学第60号「新型インフルエンザ発生への対応について(通知)」でお知らせをしているところですが、このたび、国の対応などを踏まえて、本学における対応を下記のとおり変更することといたしますので、学生の皆様には、適切な対応をお願いします。

なお、今後の情勢により対応が変更となった場合には、別途通知を行うこととなりますので、通知文やホームページにより、最新の情報を確認してください。

記

- 1 感染確認国への海外渡航のできる限りの自粛及び兵庫県、大阪府など国内感染地域への旅行のできる限りの自粛については、解除する。

なお、今後の旅行等については、国内、国外を問わず、現地の感染状況等の最新情報を入手するとともに十分な感染予防措置を行うこと。

- 2 海外感染国へ渡航する場合の事前の届出については、廃止する。
- 3 新型インフルエンザの感染防止のため、引き続き以下の対策を実施すること。
 - ・ 手洗い・うがいの徹底
 - ・ 発熱や咳、くしゃみなどの症状が見られた場合のマスクの着用
- 4 発熱や咳、のどの痛み等のインフルエンザのような症状がみられた場合には、最寄りの「発熱相談センター」に相談し、その指示に従うとともに、学生課に連絡すること。

- ・ 発熱相談センター

午前8時30分～午後5時30分 県北保健福祉事務所
(024-534-4108)

午後5時30分～午前8時30分 福島県保健福祉部医療看護課
(090-7668-9670)
(090-4636-0345)

- ・ 学生課連絡先

平日 (024-547-1092)

夜間、休日 (090-5180-4420)